

## 自治体病院の医師確保対策を求める意見書

地方自治体においては、地域住民の健康と生命を守る責務がある。

少子、高齢化社会を迎え、地域における医療環境の整備・充実が極めて重要な課題となっている。

こうした中において、自治体病院は地域医療の中核として、高度医療、特殊医療、小児医療、夜間救急、輪番制二次救急医療等多くの不採算部門を担いつつ、医療提供体制の確保と医療水準の向上に努めているところである。

しかしながら、医師の人事を多くの大学に依存している自治体病院では、2004年の4月から実施されている新たな医師臨床研修制度の必修化に伴う大学による医師の引き揚げや、医師の地域偏在、診療科偏在等により、地域医療を担う医師の不足が深刻化している。

特に、小児科や産婦人科については、過酷な勤務条件、医療訴訟の多さなどの要因により医師希望者が減少しており、医師の確保が極めて困難な状況にある。

このような医師不足は、全国的な問題となっており、各自治体は、医師確保に向けて、懸命の努力を続けているが、大変困難な状況にあり、地域医療の確保・継続が危ぶまれている。

よって、政府においては、都道府県、大学、学会、医師会等との連携のもと、早急に抜本的な医療確保対策を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2005年（平成17年）9月30日

高砂市議会